

## 決議

地方創生、国土強靱化、生産性向上を実現し、ストック効果を早期に発揮させるため、次に掲げる項目を計画的かつ着実に推進すること。

- 一、東日本大震災や熊本地震等の被災地の復旧・復興及びダブルネットワークの構築も含めた防災・減災対策
- 一、道路の老朽化対策における財政措置及び支援体制の充実
- 一、高規格幹線道路等の未整備区間の解消及び暫定区間の四車線化、六車線化の早期実現
- 一、高速道路料金の事業者向け割引の継続
- 一、「SA・PA」や「道の駅」における駐車スペースの整備・拡張及びバスターミナルやバス停などバス利用拠点の整備・改善
- 一、物流を支える道路ネットワークの機能強化と特車基準の緩和及びアクセス道路整備等の補助事業化
- 一、人流・物流の生産性向上のための渋滞対策
- 一、通学路や自転車通行空間確保等による交通安全対策及び無電柱化の推進

一、「スマートIC」や「道の駅」の整備及び「SA・PA」を活用した拠点の形成

長期安定的に道路整備が進められるよう、平成三十年度道路関係予算は要求額を満額確保すること。

また、平成二十九年度補正予算を早期に成立させること。

平成二十九年十一月十八日

安全・安心の道づくりを求める全国大会

# 特別決議

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

（以下、道路財特法）の補助率等の嵩上げ措置は、地方創生や国土強靱化に全力で取り組む地方自治体にとって、必要不可欠な制度である。

来年度以降も老朽化や災害時にも機能するネットワークの構築等を推進するため、次に掲げる事項を確実に実行すること。

- 一、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、老朽化などの課題への対応や地域の財政状況等を考慮し、平成三十年代以降も継続すること

平成二十九年十一月八日

安全・安心の道づくりを求める全国大会